平成２８年（フ）第７号
兵庫県洲本市桑間１丁目６番14号
債務者　山下　哲男
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
兵庫県洲本市桑間１丁目６番14号
債務者　山下美佐子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
奈良県御所市大字蛇穴632番地の１
債務者　内村　　力
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５号
奈良県御所市大字蛇穴632番地の１
債務者　内村　広子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
奈良県香芝市関屋968－４　スペースＭＨＭ　Ａ棟102号室、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町松里園２丁目５番19号
債務者　須佐見亮二
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
鳥取県倉吉市石塚427番地の21（旧住所　鳥取県米子市皆生３丁目14番５号　103号）
債務者　佐治　浩二
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第７２号
広島市安佐南区高取南１丁目31－20　ヌーヴェル・ブリーゼ301、住民票上の住所広島市安佐南区上安２丁目16番26号
債務者　富樫　章二
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０号
広島市安佐北区可部４丁目23－16－307号、住民票上の住所島根県浜田市下府町578番地
債務者　小林　麗子（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３号
広島市西区楠木町４丁目４番12－401号
債務者　竹内　祐也（旧姓山本・伊藤）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
山口県下関市一の宮町２丁目５番８－507号　コーポフクシマＮＯ．１
債務者　藤永　展大
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
山口県下関市本町２丁目９番28－606号　オークランド下関本町　山川方
債務者　岡田　　猛
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９号
福岡県宮若市本城1793番地１　ヴィーヴル本城204号、前住所福岡県宮若市宮田241番地74　サンハイツ５号
債務者　江頭　俊夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４０号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1390番地５　清瀬ハイツ　３号、前住所宮崎県児湯郡川南町大字平田6080番地10
債務者　黒木　　寛
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５号
鹿児島県姶良市平松5178番地８
債務者　宮原　桂子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野15番地103、前住所東京都杉並区下高井戸１丁目37番５号　メゾンドアルディ205
債務者　板橋　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
宮城県加美郡色麻町志津字鷹巣屋敷岸114番地２
債務者　佐藤　幸久
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係